

		用途地域等												
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定の無い区域
容積率	基本 (%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											200	
	高層住居誘導地区	-				※対象地区無し			-	※対象地区無し	-	-	-	
	前面道路幅員<12m	基本の容積率又は道路幅員(m)×0.4のいずれか小さい方			基本の容積率又は道路幅員(m)×0.4のいずれか小さい方(※0.6の指定区域無し)			基本の容積率又は道路幅員(m)×0.6のいずれか小さい方(※0.4又は0.8の指定区域無し)						
建ぺい率	基本 (%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											60 ※旧玉城村・知念村にあっては70	
	角地(+10%)	沖縄県建築基準法施行細則第22条に適合しているかを確認してください。 ※「角地」とは便宜的な呼び名であり、実際の「角」であるかどうかは角地の判断に直接関係ありません。												
敷地面積の最低限度		※指定無し											-	
絶対高さ制限		10 ※区画整理地区の一部は12m		-			-							
外壁の後退距離		※指定無し		-										
斜線制限	道路斜線	距離(m)	容積率により変動										20	
		勾配	1.25	1.25(※1.5の指定区域無し)			1.5			1.5				
	隣地斜線	立上がり(m)	-	20(※31の指定区域無し)			31			31				
		勾配	-	1.25(※2.5の指定区域無し)			2.5			2.5				
	北側斜線	立上がり(m)	5	※日影規制適用のため除外			-							
		勾配	1.25											
日影規制	対象建築物		軒高>7m又は地上階数≥3	高さ>10m	高さ>10m	(条例第29条)			(条例第29条)			(条例第29条)		
	平均地盤面からの高さ(m)		1.5m	4m	4m									
	規制時間	法別表第4(に)欄の号	(3)	(3)	(2)									
		5m<, ≤10m	5	5	5									
		>10m	3	3	3									
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地	第二種住居地	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定の無い区域

※都市計画法、地区計画条例等によりさらに制限が付与される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

道路斜線の適用距離

	区域区分	法第52条第1,2,7,9項による容積率の限度(%)	斜線適用距離(m)	
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	≤ 200	20	
		$200 <, \leq 300$	25	※20mの指定区域無し
		$300 <, \leq 400$	30	※25mの指定区域無し
		$400 <$	35	※30mの指定区域無し
2	近隣商業地域 商業地域	≤ 400	20	
		$400 <, \leq 600$	25	
		$600 <, \leq 800$	30	
		$800 <, \leq 1000$	35	
		$1000 <, \leq 1100$	40	
		$1100 <, \leq 1200$	45	
3	準工業地域 工業地域 工業専用地域	≤ 200	20	
		$200 <, \leq 300$	25	
		$300 <, \leq 400$	30	
		$400 <$	35	
4	用途地域の指定のない区域	200	20	※一律